

津幡町ホームページ有料広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、津幡町有料広告掲載要綱（平成24年津幡町告示第3号）の規定に基づき、津幡町ホームページ（以下「町ホームページ」という。）に掲載する有料広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町ホームページ 町が管理するホームページで、<http://www.town.tsubata.ishikawa.jp/>ではじまるものをいう。
- (2) バナー広告 文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。
- (3) サブページ 町ホームページのトップページ及び河北中央病院のトップページを除いたページのことをいう。

(広告掲載の範囲)

第3条 町ホームページに広告を掲載できる範囲等は、津幡町有料広告掲載要綱の規定を適用する。

(広告の掲載順位)

第4条 広告は、次の順位により掲載するものとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びこれらに類するものの広告
- (2) 私企業のうち、町内に事業所等を有するものの広告
- (3) 前2号に該当しないものの広告

(広告の規格等)

第5条 広告を掲載できる規格等は、次の表のとおりとする。

広告の種類	バナー広告		
掲載位置	次のページ内で町が指定する位置		
	町ホームページの トップページ	河北中央病院のト ップページ	サブページ
広告掲載料 (月額)	5,000円/枠	2,100円/枠	1,000円/枠
大きさ	縦50ピクセル×横180ピクセル		
形式	GIF形式		
ファイル容量	10キロバイト以内		

2 広告を掲載するにあたっては、利用者に適切な閲覧環境を提供するため、次の事項を遵守するものとする。

- (1) アニメーションにより画面の大部分の領域が切り替わるもの又は画面が点滅するものは、切り替え又は点滅の間隔を2秒以上確保すること。
- (2) 画面の切り替え表示を行う場合は、明度差が大きすぎないように十分配慮すること。
- (3) 文字色と背景色の明度差を十分確保するとともに、文字背に画像や写真を使用する場合は、文字の周囲を縁取る等、文字を読みやすくする処理を行うこと。

(掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は1月単位とし、1月以上12月以内で更新は妨げない。

2 前項の規定に関わらず、広告掲載期間内に、広告主の責めに帰さない理由により町ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告の掲載募集)

第7条 広告の掲載募集は、広報つばた及び町ホームページ等により随時行うものとする。

(広告掲載の申し込み)

第8条 広告掲載希望者は、津幡町ホームページ有料広告掲載申込書（様式第1号）に次に掲げる図書を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 広告原稿
- (2) 資格免許証、諸証明書、その他広告掲載希望者を確認できる書類

2 前項第1号の広告原稿の作成費用は、広告掲載希望者の負担とする。

(広告掲載の決定)

第9条 町長は、前条に規定する申込書の提出を受けたときは、第2条の規定に基づき審査を行い、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 広告掲載の可否について疑義が生じた場合は、津幡町有料広告掲載要綱の規定に基づき、広告審査委員会を開催するものとする。

3 町長は、広告掲載の可否について決定を行ったときは、その結果及び条件等について津幡町ホームページ有料広告掲載決定通知書（様式第2号）又は津幡町ホームページ有料広告非掲載決定通知書（様式第3号）により、広告掲載希望者に通知するものとする。

(広告掲載料の納入)

第10条 広告主は、町長の指定する期日までに、第4条に定める広告の掲載料を前納するもの

とする。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告主の提出義務)

第11条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに津幡町ホームページ有料広告掲載内容変更届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 広告の掲載を取り下げる場合
- (2) 広告を差し替える場合
- (3) 前2号に規定するもののほか、津幡町ホームページ有料広告掲載申込書の記載内容に変更が生じた場合

(広告掲載料の返還)

第12条 広告の掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載ができなくなった場合は、その全額又は一部を返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。
- 3 町は、広告が掲載できなかったことにより生じるいかなる損害についても、広告掲載料の返還以外の責めを負わないものとする。
- 4 本条の規定による広告掲載料の返還を受けようとする者は、津幡町ホームページ有料広告掲載料返還請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(疑義等の決定)

第13条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、町と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか広告掲載に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

津幡町ホームページ有料広告掲載申込書

年 月 日

（あて先）津幡町長

広告主

住所（事業所所在地）

氏名（事業者名）

電話番号

次のとおり、津幡町ホームページへの広告の掲載を申し込みます。

掲載希望ページ	<input type="checkbox"/> トップページ <input type="checkbox"/> 河北中央病院トップページ <input type="checkbox"/> サブページ（URL：_____）	
掲載希望期間	<input type="checkbox"/> 年 月 （1か月） <input type="checkbox"/> 年 月 日 から 年 月 日 まで（ か月）	
バナー広告の内容	別紙のとおり（印刷物及びデータ）	
リンク先アドレス	http://	
ALTの属性	広告： _____ へのリンク	
広告主の業種及び業務内容		
広告代理店		
申込者連絡先	担当者名	
	電話番号	
	FAX番号	
	e-mail	
承諾事項	(1) 津幡町有料広告掲載要綱、津幡町有料広告掲載基準及び津幡町ホームページ有料広告掲載取扱要領を遵守することを誓約します。 (2) 広告掲載申請に関する審査において、津幡町が申請者の町税滞納の有無に係る調査を行うことに同意します。※1 <div style="text-align: right;">住所 _____ 氏名 _____ 印</div>	
備考	※2	

※1 町税滞納の有無に係る調査については、広告主が町内に事業所等を有するものに限ります。氏名及び印鑑については、委任代理人（印鑑を含む。）は認められませんのでご注意ください。

※2 他の自治体のホームページに広告を掲載している場合は、備考欄に自治体名を記入してください。

文 書 番 号

年 月 日

様

津幡町長

印

津幡町ホームページ有料広告掲載決定通知書

年 月 日付で申し込みのありました津幡町ホームページの広告掲載につきまして、下記のとおり掲載することを決定いたしましたのでお知らせします。

記

- 1 広告の内容 バナー広告

- 2 掲載ページ

- 3 広告掲載期間 年 月 日から 年 月 日 （ か月）

- 4 広告掲載料金 円

- 5 広告掲載料の納入方法 年 月 日までに、同封の納入通知書により指定の金融機関にて納入願います。

- 6 その他（掲載条件等）
 - (1) 広告の取扱いについては、津幡町有料広告掲載要綱、津幡町有料広告掲載基準及び津幡町ホームページ有料広告掲載取扱要領を遵守願います。
 - (2) 広告の掲載は掲載期間の初日の午前9時から開始しますので、リンク先のアドレス及びALT属性をご確認願います。

文 書 番 号

年 月 日

様

津幡町長

印

津幡町ホームページ有料広告非掲載決定通知書

年 月 日付で申し込みのありました津幡町ホームページの広告掲載につきまして、下記の理由により掲載できないことを決定いたしましたのでお知らせします。

記

1 非掲載の理由

教示

1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に津幡町長に対して異議申立てをすることができます。

2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、津幡町を被告として(津幡町長が、被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、この処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。

様式第4号（第11条関係）

津幡町ホームページ有料広告掲載内容変更届

年 月 日

（あて先）津幡町長

広告主

住所（事業所所在地）

氏名（事業者名）

電話番号

津幡町ホームページ有料広告掲載取扱要領第11条の規定に基づき広告の内容等を変更したいので、下記のとおり広告の内容変更を届け出ます。

記

- 広告の掲載の取り下げ
- 広告の差し替え
- 津幡町ホームページ有料広告掲載申込書の記載内容の変更

掲載ページ	<input type="checkbox"/> トップページ <input type="checkbox"/> 河北中央病院トップページ <input type="checkbox"/> サブページ（URL： _____）	
掲載希望期間	年 月 (1か月) 年 月 日 から 年 月 日 まで(月)	
バナー広告の内容	別紙のとおり（印刷物及びデータ）	
リンク先アドレス	http://	
申込者の業種及び業務内容		
申込者連絡先	担当者名	
	電話番号	
	FAX番号	
	e-mail	

※ 該当項目の□をチェックし、必要事項をご記入願います。

様式第5号（第12条関係）

津幡町ホームページ有料広告掲載料返還請求書

金 _____ 円

ただし、 _____ 年 _____ 月 _____ 日付で決定を受けた、津幡町ホームページ有料広告掲載料の返還金として、上記のとおり請求します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

（あて先）津 幡 町 長

所在地

名称

代表者氏名

印

口座振込先金融機関名

口座種別

口座番号

口座名義人